

❖ 第4章 調査結果をふまえて ❖

第4章 調査結果をふまえて

ここでは、第3章までに分析した調査結果を総括するとともに、調査結果をふまえて今後必要と考えられる取組の方向性を示します。

1 人権課題全般について

人権に対する意識として、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」「できる限り、一人ひとりの人権を尊重するべきである」を選択する回答者が全体の8割強を占めており【問1】、実際に自分よりも劣ったり弱い立場の人に対して差別的な行動や発言をしたことがあるという人は少数にとどまっています【問2、3】。その一方で、現在の社会に人権侵害が存在すると認識している人は多く、すべての人権課題でその割合は前々回調査、前回調査の割合を上回っています【問5】。実際に自分や家族の人権が侵害された経験があるという人も少なくなく、被害者の半数以上は、被害を受けても黙って我慢しています【問4、4-2】。

人権に対する区民の意識の高さが認められる一方で、現実には人権が侵害されるケースが少なからず存在していることや、被害が潜在化しがちであることには十分留意する必要があります。今後、区民一人ひとりがこれまで以上に人権侵害を身近なところで起きている問題として意識するとともに、被害者に対する十分な配慮が欠かせません。人権啓発や、被害を受けた際の相談先の周知等をさらに進める必要があります。

2 留意すべき人権課題について

(1) 障害者に対する人権課題

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに生きていく社会」という「共生社会」の概念については、大半の回答者が賛意を示しています【問22】。しかしその一方で、現実の社会には障害者に対する差別・虐待が存在していると認識する人が多数を占めており、回答者全体の約3人に1人は、こうした差別・虐待が多く存在していると認識しています【問5】。障害者の人権が守られていないことの内容として、就職が困難なこと、まちの中で暮らすことの不便、周囲の人の温かい心の欠如等が挙げられています【問21】。

わが国は、平成26年(2014年)に障害者の権利実現のための措置等について定めた国際連合の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成23年(2011年)には障害者基本法の改正、平成23年(2011年)には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成25年(2013年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定と「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が続くなど、法制面の整備が進んでいます。本調査では、障害者差別解消法が施行されていることを知っているかどうかを尋ねたところ、このことを知っている

人は全体の3割強にとどまりました【問6】。

調査結果からは、多くの区民が共生社会の概念については賛同しているものの、今日の社会はまだその域に達していないことがうかがえます。障害者の人権を守るために必要なこととして、就労の支援や在宅サービス・福祉施設の充実、道路や施設などの環境整備をはじめ、様々な取組が挙げられていますが【問23】、今後は行政による各種障害者施策の推進とともに、区民一人ひとりが共生社会の概念を実際の行動に発展させて、社会のあり方を変えていくことが求められます。

(2) 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、封建時代の身分制度や歴史的・社会的に形成された人々の意識に起因する差別がさまざまな形で現れている、我が国固有の重大な人権問題です。平成28年（2016年）12月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、国民一人ひとりが部落差別を解消する必要性について理解を深め、部落差別のない社会を実現するため、国や地方公共団体が差別解消のための施策を実施することが定められています。本調査では、部落差別（同和問題）及び被差別部落（同和地区）を知っているかどうかを尋ねたところ、部落差別（同和問題）を知っているという人は全体の8割弱、被差別部落（同和地区）を知っているという人は全体の7割弱となりましたが、その割合はいずれも前回調査及び前々回調査の結果を下回っています【問24、25】。

また、部落差別解消推進法が施行されていることを知っている人は全体の3割弱にとどまり【問6】、その認知度は低く、これからの啓発や教育の中で周知を図っていくことが必要です。

現在もなお、被差別部落（同和地区）の出身という理由で、様々な差別を受け、人権を侵害されている人々がいます。本調査では、親しい隣近所の人被差別部落（同和地区）出身であったり、回答者の身内の人の結婚相手が被差別部落（同和地区）出身の人だとわかった場合の対応について、親しい隣近所の人の場合で2割強、身内の人の結婚相手の場合は3割強の人が付き合い方を変える可能性があることを示しています。さらに、回答者の子どもの結婚相手が被差別部落（同和地区）出身の人だとわかった場合、6割近くが「結婚には反対する」「賛成はしないが、結婚する2人が決めたことなので仕方がないと思う」「わからない」と回答しています【問26、27、28】。また、企業が採用時にひそかに応募者の家族状況等を調べる「身元調査」については、本人に責任のない理由で採用の可否が決められ、就職差別につながる許されないことですが、回答者全体の5割以上が必要ないと認識しているものの【問29、30】、この割合は前回調査及び前々回調査と同程度の水準であり、区民の間に結婚や就職における差別を許さないという意識が広まっているとは言いきれない状況です。差別解消に向けた意識の向上を図っていくことが課題であると言えます。

部落差別（同和問題）解決のために必要なこととして、一人ひとりが人権尊重の意識を自覚することや、行政による事業や教育・啓発などの取組が挙げられています【問31】。今後、引き続き行政による事業・啓発を充実させるとともに、部落差別（同和問題）を初

めて知る場として学校の授業が重要な役割を担っていることを踏まえ、人権教育に真摯に取り組み、区民一人ひとりが差別について正しく理解し、差別のない、人権が尊重される社会を形成することが必要です。

(3) 外国人に対する人権課題

平成 31 年（2019 年）1 月 1 日現在、区内には 9,102 人の外国人住民がおり、区民のおよそ 31 人に 1 人は外国人ということになります。観光や仕事で東京を訪れる外国人も多く、今日の東京は、様々な国から集まる人々が多様な文化や価値観、ライフスタイルを背景としながら、ともに暮らすまちとなっています。

本調査では、外国人（自分とは異なる国籍・民族）が隣に引っ越してきた場合の対応について、回答者全体の 6 割強が「自分と同じ国籍・民族の人が越してくると変わらない」と回答しており【問 33】、区民の多くは外国人と同じ地域に暮らすことについて特段の違和感を抱いていないことがわかります。しかし、現実の社会に外国人に対する差別が存在していると認識する人は、回答者全体の 8 割弱を占めています【問 5】。その具体的内容としては、労働条件が悪いこと、住宅への入居が困難なことに加え、「ヘイトスピーチ」の存在が挙げられています【問 32】。

わが国が締結している人種差別撤廃条約では、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別をなくすための必要な措置をとることが義務付けられています。また近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会問題となっていることから、平成 28 年（2016 年）には、不当な差別的言動の解消に向けた施策を講じること等を定めた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されています。本調査では、ヘイトスピーチ解消法が施行されていることを知っているかどうかを尋ねたところ、知っているという人は全体の 4 割弱となっていました【問 6】。

外国人と日本人が互いを尊重しながら、地域でともに暮らしていく社会の形成のためには、それぞれの文化や生活習慣を十分に理解し合い、尊重することが不可欠です。調査結果からは、外国人の人権を守るために必要なこととして、日本以外の文化や生活習慣などへの理解を深めることや、法律・制度の整備とそれらがきちんと機能するような仕組みを作ることが必要という意識が強いことがわかりました【問 34】。今後、こうした考え方を軸とした取組の推進が必要です。

(4) インターネットにおける人権課題

情報通信技術が急速に発展した今日の情報化社会の中で、インターネット接続手段として、従来のパソコンに加え、スマートフォンやタブレット端末が普及しています。また、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も増加しています。区でも、公式ウェブサイトに加え、各種情報の周知等に SNS を活用しているところです。

インターネットや各種情報機器の利便性が高まる一方で、インターネットの特徴である

匿名性や情報の拡散性が人権侵害につながる事例も見られます。本調査では、インターネットに関することで人権上特に問題があることとして、回答者全体の8割弱が「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」を挙げるなど、インターネット上に人権を侵害する情報や個人のプライバシーに関する情報が掲載されることが問題視されています。このほか、高齢層を中心に、インターネットが犯罪を誘発する場となることへの懸念も見られます【問 39】。

インターネットによる人権侵害を防ぐため必要なこととして、回答者全体の6割強が「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」を、5割弱が「プロバイダに対し情報の停止・削除を求める」を挙げています【問 40】。人権を侵害するインターネット上の書き込みについては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」に基づき、被害者がプロバイダ等に対して削除等を求める仕組みが整備されています。しかし、一度掲載された情報の完全な消去が難しいというインターネットの特性上、法令等に基づく監視・取締りによる被害の根絶には相当の困難が伴います。今後、常に進化を続けるインターネットを取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、インターネット利用上のマナーの向上や情報リテラシーの向上を図るための啓発活動を強化するなど、様々な取組を実施することが必要です。

（5）性的マイノリティ[※]に対する人権課題

性の多様性に関する理解促進の取組については、平成 26 年（2014 年）にオリンピック憲章に「性的指向」を理由とした差別の禁止が明記されるなど、国際的にも急速な広がりを見せています。国内でも、性的マイノリティの総称の一つである「LGBT」という言葉が社会的に認知されるようになってきたり、行政の手続き等における配慮が進むなど、性的マイノリティを取り巻く環境に変化の兆しが見られます。しかし、現実の社会に性的マイノリティに対する差別が存在していると認識する人は回答者全体の8割強を占めており【問 5】、特にひどいこととして、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」「就職・職場で不利な扱いを受ける」を挙げる回答が4割強となっています【問 41】。今日の社会において、性についての多様性を誰もが十分に理解し、性的指向（恋愛や性愛の対象）や性自認（こころの性）に基づく偏見や差別をなくすことは急務です。

性的マイノリティの人権を守るために実施すべきこととして、回答者の6割弱が「性的マイノリティについての正しい理解を深めるための教育・啓発活動を進める」を挙げています【問 42】。なお、70歳以上の回答者では、69歳以下の回答者に比べて性的マイノリティに対する差別が特になく、人権を守るために実施すべきことがわからない、という回答が多くなっています【問 41、42】。今後、多様な性のあり方への理解促進に向けて、多様性の概念の広がりや深まりとともに、国の内外の動きも注視しながら取組を進め、誰もがその人らしく生きていける地域づくりを進める必要があります。

※ 性的マイノリティとは、身体の性と心の性が一致せず、身体の性に違和感を持つ状態にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭（性分化疾患）である人など、またはそうした状態のことを指します。

3 区民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない目黒区の実現に向けて

目黒区ではこれまで、様々な機会・手段を通じた啓発や各種人権施策に取り組んできました。本調査では、区民一人ひとりの人権意識が10年前と比べて高くなったかどうかを尋ねたところ、ほぼ3割の回答者が高くなったと回答しており、高くなったと思わないという回答を上回っています【問43】。

しかし、同設問について半数以上の回答者はどちらともいえないとしていることや、現在の社会に人権侵害が存在すると考える人の割合は、多くの分野について、前回調査及び前々回調査の割合を上回っています【問5】。これらのことから、区の実現にも関わらず、人権問題が依然として目黒区を取り巻く大きな課題であり、「区民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない」という状態にはまだ達していないものと考えられます。

本調査では、「区民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない目黒区」の実現に向けて必要なことを尋ねたところ、学校における人権教育の充実や、人権問題に深く関わる職業従事者の意識向上を求める意見が多くなっています【問44】。これらはいずれも区を中心とした公的な機関が担うべき取組ですが、差別や偏見のない社会を作るためには、一人ひとりの区民による取組も欠かせません。既に区民の大半は、人権を何よりも尊重されるべきもの、可能な限り尊重するべきものと認識しているところですが【問1】、今後はこうした意識に加え、身近なところで起きる人権侵害に対して敏感になることや、その解決のために積極的な行動をとることが求められます。

東京都においては、平成30年（2018年）10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定され、この条例に基づき、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市の実現を目指しています。目黒区においても、こうした動向も踏まえながら、必要な取組を一層充実させる必要があります。